

# 一般質問

12月の定例会では、6・7・8日に一般質問が行われ、13人の議員が質問に立ちました。その主な内容を、紙面の都合上、1人2項目以内に要約して掲載しました。

## いじめ問題への取り組みは

力田 忠七 議員

問：いじめを苦に自ら命を絶つ事例が全国で多発している。親・学校・警察にも相談できず、文部科学大臣に助けを求めるなど、深刻な事例も発生している。

①三原市はいじめの実態をどのように把握しているのか。②学校での取り組みは。③教育委員会の対応は。④いじめの原因の一つに「子どもの居場所がない」といわれ、国は各学校に「放課後子ども教室」を創設する計画であるが、本市はどのように検討されているのか。

答：①各学校から報告を受けている。昨年は小学校2件、中学校4件、今年は小学校3件、中学校で4件発生した。

②からかい・冷やかす・物かくし・仲間はずし・無視などで、いずれも学校の指導で解決している。

③校長会や生徒指導主事研修会でいじめを許さない学校づくり、いじめの早期発見・早期対応などの研修を実施している。

④子育て支援の上からも大切な事業で、学校だけでなく地域の力を結集して取り組む考えである。



▲充実が求められている支所機能（本郷支所）

## 支所機能の充実強化策は

力田 忠七 議員

問：会派による各支所の実態調査から、業務が受付・相談が主業務で、職員の職務能力が十分に発揮されていないと思える。

①支所の統廃合や縮小を視野に、人事交流を頻繁に行い、職務の活性化を図ることが効果的・効率的な行政運営につながると考えるが。②北部地域(大和地区・久井地区)と南部地域(三原地区・本郷地区)の農政の二極化に対応するため、大和支所に「第2農林課」を配置して、北部の農業振興を図る考えは。

答：①今後進める全庁的な組織・機構の見直しの中で効果的・効率的な支所機能を検討していく。

また人事交流は必要と考えるが、支所の統廃合は合併2年目の実態を踏まえ、現時点では考えていない。

②地域の特性を生かした施策を展開するため、より近接した地域に事業展開の窓口を設置する考えはあるが、今最大の行政課題である行財政改革との整合性を考慮すると、農政の二極化は課題が大きいものと考えている。

### メモ

#### 現在の支所の配置は？

合併後、旧3町にそれぞれ本郷支所・久井支所・大和支所の3支所を置き、地域に関わるさまざまな業務をおこなっている。そのほか中央公民館などの分庁舎も市内に7か所ある。

## 障害者自立支援法への対応は

高木 武子 議員

問：障害者自立支援法に関わって、福祉サービス利用料の負担軽減

策をとっている自治体は、全国で40%を超えている。市町村によって障害者の経済的な負担が異なる「地域格差」が生じてもよいのか。本市も県東部4か所の障害者通園施設への給食補助策を打ち出したが、更なる負担軽減策や負担緩和策を実施してはどうか。

就労支援は現状では全く進んでいないと考えるがどうか。

答：本年4月から負担の仕組みが、「応能負担」から「定率負担」に変わり、利用者本人や家族の間に負担増加によるサービス利用抑制などの状況が見られる。独自の負担軽減を行う自治体もあり、負担の格差が生じている。本市でも障害者通園施設の食費助成を進めている。今後も国の動向を見ながら適切に対応したい。

就労支援は、官公需を含めた就労の機会や場の創造拡大のため庁内組織を立ち上げ、関係団体と具体的な検討を進めている。



▲小学校での授業のようす

## 教育基本法の改正をどう考える

高木 武子 議員

問：「国家百年の計は教育にあり」と言われている。教育基本法は、人権尊重と平和の願いの込められた教育の憲法だ。

子どもたちの学力低下・自殺・少年犯罪の増加などの深刻化する状況の中で教育基本法が変えられようとしている。改正で能力主義や規律重視の色彩が濃くなり、学力格差を心配する声も聞かれる。教育基本法の改正をどう受け止めるか。

答：教育基本法は、戦後わが国の教育の基本を確立するため、義務教育や教育の機会均等を定めた教育法規の根本法だ。これにより教育水準が向上し、生活が豊かになったが、近年、子どものモラル・学ぶ意欲の低下、家庭・地域の教育力低下などが深刻化し、これらにより法改正が図られたと認識している。

今回の改正の理念を踏まえ、児童生徒が将来に向かって逞しく生きていくことができるよう、教育活動の推進を図っていく。

## 平成19年度の米政策について

松浦 良一 議員

問：平成18年10月に国の支援策の大枠が示され、平成19年度以降の米政策対策を推進するため、米を含めた「品目横断的経営安定対策」が導入されることとなった。

これにより、新たな需給調整システムへの移行のため、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進めるため、見直しや再編の支援策が発表された。

本市では米政策改革をどのように推進するのかがいたい。

答：平成17年の「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき、米政策対策が価格政策から所得政策へ大きく転換する。

この改革は、兼業など多様な構成員からなる地域農業を、担い手中心へと切り替えるものである。需給調整は農業者・農業者団体主体へと移行するが、産地づくり対策は従前の方法で引き続き実施したいと考えている。

国の対策に沿う担い手確保が重要であり、関係団体と連携を更に深めて行きたい。

### メモ

#### 品目横断的経営安定対策とは？

現在、農産物の品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化し、経営安定を図る対策で、担い手の経営全体に着目し、外国との生産条件の格差から生じる不利益の補正などを行うため直接支払いを導入する。